

第5期 海津市障害福祉計画
第1期 海津市障害児福祉計画

(2018(平成30)年度～2020年度)

平成30年3月

海津市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の視点	3
5	サービス確保の基本的指針	4

第2章 海津市の現状

1	障がいのある人の状況	5
2	障がい者団体・事業所の意見	11
3	計画策定のための実態調査	15

第3章 計画の実施の現状と目標

1	本計画で定める障害福祉サービス等の体系図.....	17
2	障害福祉サービス等の成果目標	18

第4章 地域生活支援体制の整備

1	地域共生社会の体制の構築	41
2	サービスの基盤確保	43
3	利用者本位のサービス提供体制の整備.....	43
4	居宅生活を促進するための支援充実.....	45
5	相談支援体制の充実	46
6	就労支援の充実	46
7	障がいのある子どもへの支援の充実.....	48

第5章 計画の推進体制

1	計画の推進体制	49
2	計画の進捗管理	50
3	調査研究及び情報提供	51

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 27 年 3 月に「第 4 期海津市障害福祉計画」を、平成 29 年 3 月には「第 3 期海津市障がい者計画」を策定し、「協働による安心して暮らせるまち」を目標に掲げ、障がいの有無に関わらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指してきました。

近年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の施行など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

平成 27 年 3 月に策定した「第 4 期海津市障害福祉計画」が平成 29 年度で終了することに加え、児童福祉法の改正により「市町村障害児福祉計画」の策定が新たに求められていることから、「第 5 期海津市障害福祉計画」「第 1 期海津市障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格と法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を策定するものです。障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画です。

(2) 関連計画との調和

本計画は、「海津市障がい者計画」との整合性を図るとともに、「海津市第 2 次総合計画」や「海津市地域福祉計画」、「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「海津市子ども・子育て支援事業計画」等の本市の関連計画との整合性を保ち、各サービスや施策を推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、平成 30 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 3 年間を計画期間として、目標を定めた計画です。

図表 1 計画の期間

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度	2022年度	2023年度
第3期海津市障がい者計画	→			見直し	→	→
第5期海津市障害福祉計画	→		見直し	→	→	→
第1期海津市障害児福祉計画	→		見直し	→	→	→

4 計画の視点

(1) 計画の目標

本計画は、上位計画である「海津市障がい者計画」の目標の実現を目指すものです。

協働による安心して暮らせるまち

(2) 計画の視点

本計画策定にあたり、国では以下の5つの基本的理念を示しています。これらの理念を踏まえ、障害福祉サービスの拡充を図ります。

【障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念】

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

5 サービス確保の基本的指針

障害福祉サービスの確保の基本的指針として以下の6つの方針に沿って推進していきます。

① 地域共生社会の実現

地域住民の身近な課題や困りごとを、公的なサービスの充実だけでなく、地域内での支えあいや地域資源の活用により解決できる地域づくりを進めます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

障がいがあっても地域の中で暮らし続けることができるよう、相談支援事業者、サービス事業者、保健・医療関係者、障がい者関係団体等と連携を図り、ライフステージに合わせたとぎれのない支援のための環境づくりを推進します。

③ 相談支援体制の充実

希望する生活を送ることができるよう、障がいのある人や介助者が相談できる支援体制の充実を推進していきます。

④ 日中活動系サービスの充実

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに応じた日中活動系サービスの充実を図ります。

⑤ 地域生活への移行の推進

障がいのある人一人ひとりの能力や適性に応じた生活を送ることができるよう、共同生活援助（グループホーム）や地域生活支援事業の充実を図り、福祉施設の入所や精神科病院等の入院から地域生活への移行を進めます。

⑥ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

福祉施設から出て企業等で働くことを希望している人が、就労移行支援事業等を活用することにより一般就労ができるよう、就労支援の充実を図ります。

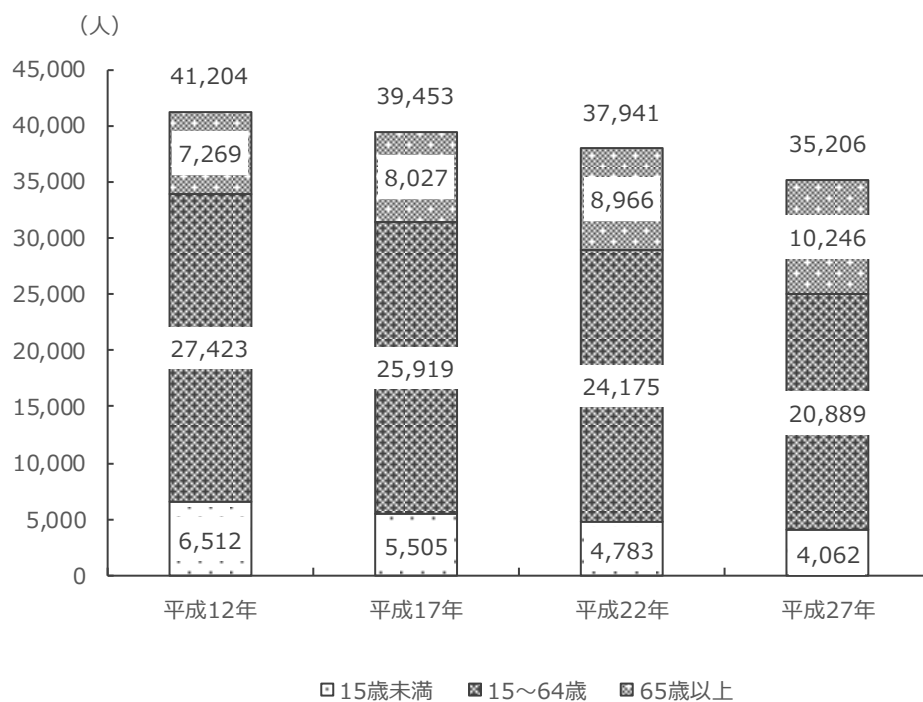
第2章 海津市の現状

1 障がいのある人の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成27年には35,206人となっており、平成12年から15年間でおよそ6,000人減少しています。年齢3区分別でみると、15歳未満及び15歳以上64歳までの人口は減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

図表 2 年齢3区分別人口の推移



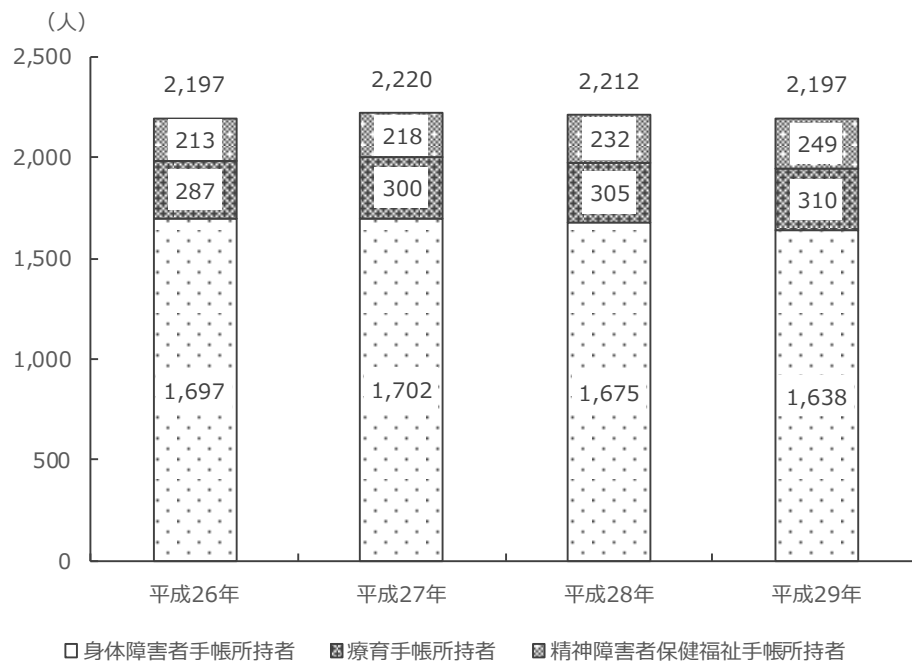
資料：国勢調査（平成12年は旧海津、旧平田町、旧南濃町の合計値）

※総人口には年齢不明者を含みます。

(2) 障がい別手帳所持者数の推移

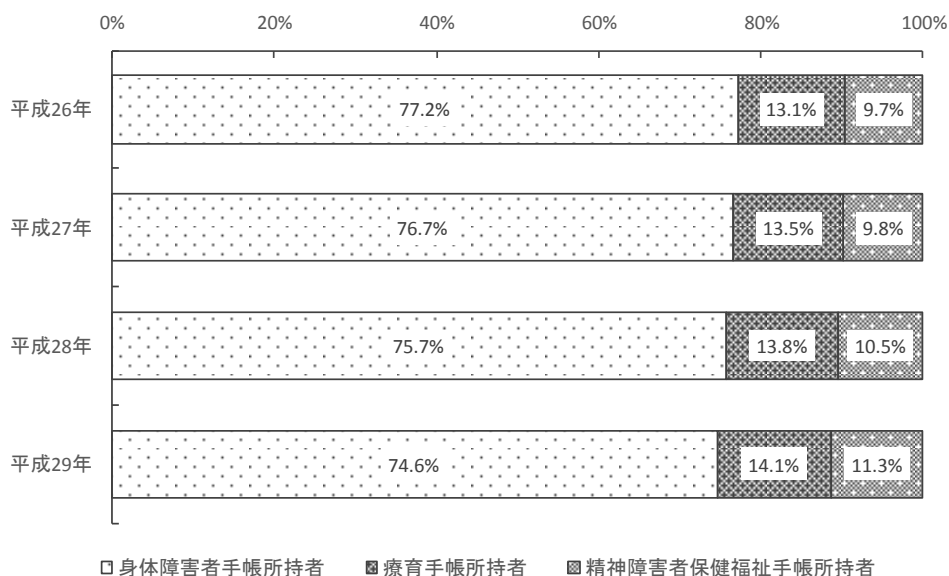
本市における障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばい状態にあり、平成 29 年 3 月 31 日現在では 2,197 人となっています。平成 26 年からの推移をみると、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者や精神障がい者は増加しています。

図表 3 障がい別手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

図表 4 障がい別手帳所持者の割合の推移



資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

平成 29 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者を障がいの等級・種類別で見ると、1 級では内部障がい、肢体不自由が多く、2 級以下では肢体不自由が多くなっています。

図表 5 障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計	
視覚障がい	36	24	11	7	12	11	101	6.2%
聴覚・平衡機能障がい	4	37	18	13	1	32	105	6.4%
音声言語機能障がい	0	2	10	7	0	0	19	1.2%
肢体不自由	194	179	203	221	95	47	939	57.3%
内部障がい	244	3	106	121	0	0	474	28.9%
合 計	478	245	348	369	108	90	1,638	100.0%
	29.2%	15.0%	21.2%	22.5%	6.6%	5.5%		

資料：社会福祉課（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(4) 身体障がいの種類別・年齢区分別人数

身体障害者手帳所持者を障がいの種類別で見ると、18歳未満、18歳以上ともに肢体不自由が最も多く、身体障がい者全体の過半数（57.3%）を占めており、次いで内部障がい474人（28.9%）となっています。

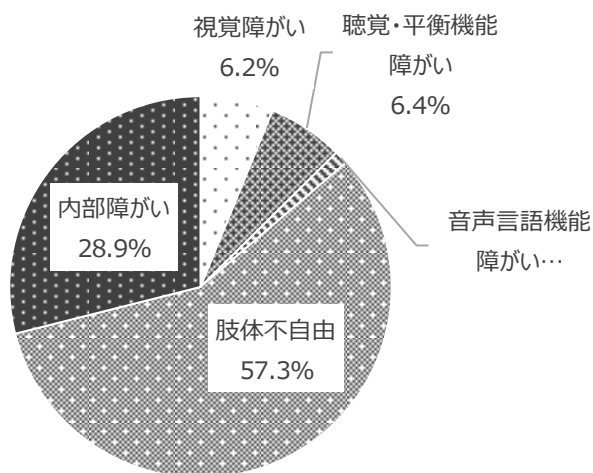
図表 6 身体障がいの種類別・年齢区分別人数

(単位:人)

	18歳未満		18歳以上		小 計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障がい	3	13.6%	98	6.1%	101	6.2%
聴覚・平衡機能障がい	1	4.6%	104	6.4%	105	6.4%
音声言語機能障がい	0	0.0%	19	1.2%	19	1.2%
肢体不自由	13	59.1%	926	57.3%	939	57.3%
内部障がい	5	22.7%	469	29.0%	474	28.9%
合 計	22		1,616		1,638	

資料：社会福祉課（平成29年3月31日現在）

図表 7 身体障がいの種類別構成割合



資料：社会福祉課（平成29年3月31日現在）

(5) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は、平成 29 年 3 月 31 日現在では 310 人となっています。平成 26 年からの 4 年間で 23 人増加しており、18 歳以上では 25 人増加しています。

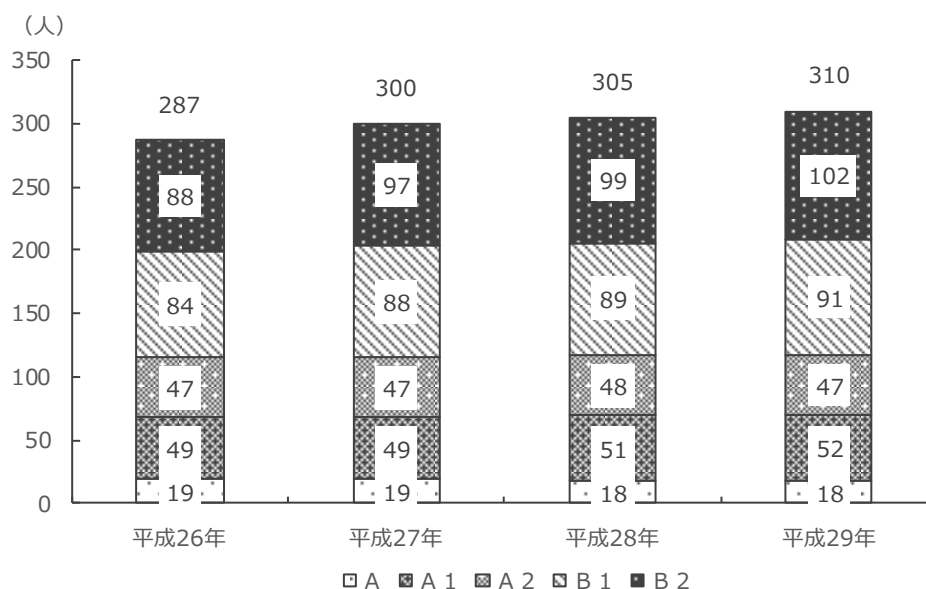
等級別では、最重度～重度である A～A2 は大きな変化はみられていませんが、中度～軽度の B1～B2 は 4 年間で 21 人増加しています。

図表 8 障がいの等級別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	73	77	73	71
18 歳以上	214	223	232	239
合 計	287	300	305	310

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

図表 9 知的障がいの等級別構成割合

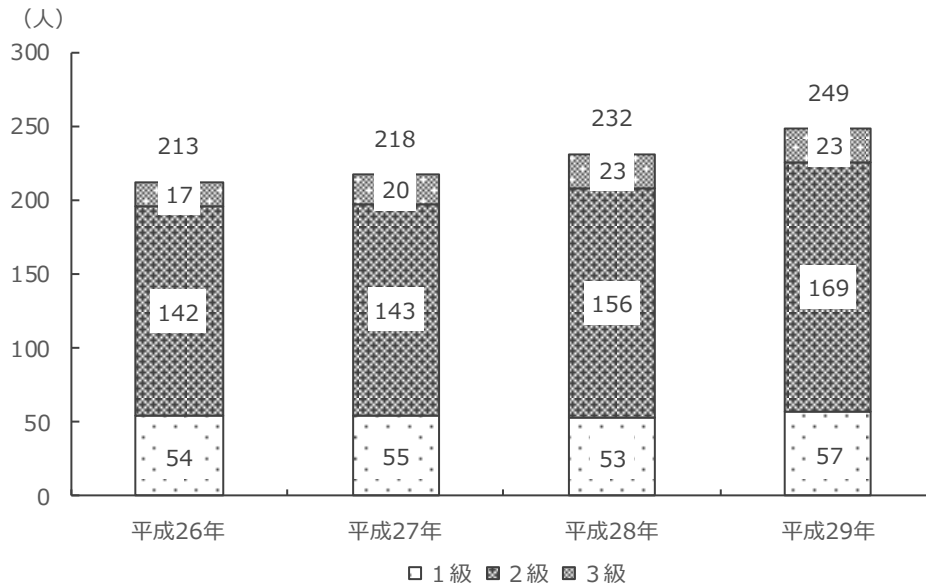


資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 29 年 3 月 31 日現在では 249 人となっており、平成 26 年からの 4 年間で 36 人増加しています。2 級の割合が最も高く、また増加数も最も多くなっています。

図表 10 障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

2 障がい者団体・事業所の意見

(1) ヒアリング調査概要

本市の障害福祉に関する課題発見やニーズ把握のため、障がい者団体や事業所に対するヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査にご協力いただいた事業所・団体は以下のとおりです。

1) 調査協力事業所・団体

海津市ホームヘルプサービス

いちい荘

やろまいか

海津市はばたき

オレンジハイツ

サンリバー松風苑

アグリピア農場

クローバー

ヘルパーステーション あいさん・南濃

障がい者センター あいさんハウス・ぎふ

グループホーム あいさんコーポ

放課後等デイサービス あいさんキッズ

キッズボンド海津

キッズボンド平田

岐阜県自閉症協会 西濃ブロック

社会福祉法人あゆみの家 西濃障がい者就業・生活支援センター

海津市児童発達支援事業所みらい

2) 調査方法

調査票・面談によるヒアリング

(2) 主要意見

ヒアリング調査における主要意見を掲載します。

1) 事業所

【課題】

- **利用者や介助者の高齢化**
 - ・介護保険への切り替え。
 - ・身体的問題で就労が困難。
 - ・怪我や病気をした時の対応の範囲。
 - ・介助者が施設入所を希望する人が多いが、区分や経済的な問題、施設の定員の問題で希望どおりにはいかない。
 - ・増員が思うようにいかない。
- **環境・生活面**
 - ・障がいの程度に合った施設が不足、市内に入所施設がない。
 - ・単身でも安心して暮らせる環境やサポートが難しい。
 - ・交通手段の不足。
 - ・経済的な問題から施設利用が困難。
 - ・住民が障がいのある人と共生できるか、根本的な考え方を啓蒙していく必要がある。
 - ・近隣住民の理解・協力が得られにくい。
 - ・送迎を考えているが、経営面・家族との関係から実施が困難。
- **職員の確保・育成**
 - ・確保が難しい。
 - ・人件費がかかりすぎている。
- **工賃・経営**
 - ・確保や向上の安定性に欠ける、向上するのが難しい。
 - ・安定した工賃を継続的に支給するにはどうしていくべきかが課題。
 - ・利用者確保が難しく、収入が減少している。
 - ・利用者の入院等で収入の変動が大きい。
- **就労**
 - ・現実的に困難な人もいる。

- **情報**

- ・必要な人に情報が伝わり利用できるか。
- ・市として支援の内容や安全面の把握。

- **将来**

- ・入所施設の開設を考えないといけないが、人やニーズの問題がある。

【必要な支援】

- **環境・生活面**

- ・市の交通機関やコミュニティバスの充実、交通手段の確保。
- ・一人でも安心して暮らせるようなコミュニティ形成。
- ・グループホームの増設。
- ・広報等で、障がいのある人（児）に対してだけでなく、住民に対しても事業所のサービスや取り組みの認知度をあげる。

- **人的支援**

- ・就労・生活・学校との連携や支援を行える相談員の確保。
- ・就労の受け入れ先の理解。
- ・訪問介護員や支援員の育成。

- **事業の支援・助成**

- ・防災や防犯のための改修費。
- ・事業を継続していくための補助金や助成金。
- ・芸術や文化面への社会参加を促進する支援。
- ・乳幼児から高齢者まで総合的に生涯計画を把握して支援を行える機関の設置。
- ・経営安定を図る施策を行い、利用者の安心につなげてほしい。
- ・付加価値をつけたサービス。
- ・柔軟な対応。

- **連携**

- ・行政との連携。
- ・市内だけでなく、西濃地域での連携やボランティアフェスティバル等の開催。
- ・旧三町が一体となった支援。
- ・複数の事業所や学校、企業、行政との連携。

2) 団体

【不安や気になっていること】

- 障がい者施設でおきた痛ましい事件を通して、障がいのある人への関心が深まったが、その反面、あまり関わりを持とうとしなくなった傾向にある。
- 親亡き後の暮らし。（入所施設に入れるか、環境がコロコロかわることはないか）
- 交通弱者の足の確保。
- 本人あるいは介助者が入院することになった場合の対応。
- 絶えず指示や助けが必要なので24時間つきっきりでないと生活できない。
- 周困（警察、医療従事者、民生委員・児童委員、一般）の理解・知識不足。

【今後充実してほしい支援】

● 人的支援

- 地域住民の理解。（協会発行誌、講演会の参加）
- 自閉症に理解のある支援員の確保・養成。
- 障がいの程度による支援員や教員の接し方・対応。

● 相談・支援事業

- 特別支援学校卒業後の相談場所。
- 障がいに合わせた施設の充実。
- グループホーム設置。
- 通所、入所ができる施設の整備。
- 緊急時（親の急病）やレスパイトのためのショートステイができる場所の整備。
- 障がいのある人の意思決定支援。
- 特別支援学校卒業後や高齢になった時の障害福祉サービスやその情報。

● 雇用促進

- 安心して働ける生活環境づくり。
- 障がいのある人の雇用の推進。
- 商工会等を利用しての市内での障がい者雇用推進。

3 計画策定のための実態調査

(1) 調査概要

本市の障害福祉に関するニーズ把握のため、障害認定区分 4～区分 6 で、在宅で生活されている人を対象に、アンケート調査を実施しました。

① 調査期間

平成 29 年 9 月 20 日から平成 29 年 10 月 6 日

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 回収状況

配布数：43 通 有効回答数：20 通（有効回答率：46.5%）

(2) 調査結果

3 年後の生活については、「現在と同じように生活する」ことを希望している人が 11 人と最も多くなっています。

主な介助・支援者が介助・支援できなくなった場合の生活については、「近くに障がい者の入所施設があれば入所して生活する」が最も多く、次に「グループホームに入居して生活する」「遠くてもよいので障がい者の入所施設に入所して生活する」が多くなっています。

その他意見として、

- ・重度障がいのある人を持つ家族や親は、自分たち亡き後が心配。
- ・入所施設利用を希望していたが、100 人待ちはどこの施設も当たり前。地域での生活を推進されているが、需要は違う。
- ・介護への切り替えに伴い、現在のサービスが受けられなくなり、今後の生活が不安。
- ・職員の障がいのある人に対する理解を深めてほしい。

がありました。

第3章 計画の実施の現状と目標

1 本計画で定める障害福祉サービス等の体系図

給付の種類	サービス区分		サービスの種類	
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護	
			重度訪問介護	
			同行援護	
			行動援護	
			重度障害者等包括支援	
			療養介護	
			生活介護	
			短期入所	
			施設入所支援	
			訓練等給付	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）			
	就労移行支援			
	就労継続支援（A型・B型）			
自立支援医療費	自立支援医療費	自立支援医療		
		補装具費		
		補装具の給付		
相談支援	相談支援	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ※地域定着支援は障がい者のみ		
		計画相談支援		
地域生活支援事業	必須事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	
			相談支援事業	
			成年後見制度利用支援事業	
			意思疎通支援事業	
			手話通訳者派遣事業	
			要約筆記者派遣事業	
			手話奉仕員養成研修事業	
			日常生活用具の給付	
			移動支援	
			地域活動支援センター	
	任意事業	任意事業	任意事業	障がい児タイムケア事業
				日中一時支援事業
				自動車運転免許取得・改造助成事業
				訪問入浴サービス事業
【障害児福祉計画】 児童福祉法に基づく給付	児童福祉法に基づく給付	児童福祉法に基づく給付	児童発達支援	
			放課後等デイサービス	
			保育所等訪問支援	
			医療型児童発達支援	
			障害児相談支援	
			居宅訪問型児童発達支援【新設】	

2 障害福祉サービス等の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成 28 年度末時点における施設入所者の 9%以上の方が地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本としています。

本市では、これまでの実績と地域の実情を踏まえ、以下のように目標を設定します。

図表 11 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成 28 年度末の施設入所者数	32人	平成 28 年度末時点の実績
平成 32 年度末の施設入所者数	32人	平成 28 年度末時点の施設入所者数を維持
【目標値】 施設入所者数の削減見込数	0人 (0%)	平成 28 年度末時点の施設入所者数の平成 32 年度末までの削減見込数
【目標値】 平成 32 年度末における地域生活移行者数	1人 (3.1%)	平成 28 年度末時点の施設入所者数のうち、平成 32 年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度末までに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。なお、設置単位は市単独での設置が困難な場合、近隣市町との共同設置も含めて検討します。

図表 12 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	西濃圏域での設置を目指す

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化・高齢化、介助者の高齢化に対応する居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。この地域生活支援拠点等の整備について、平成 32 年度末までの設置を目指し、圏域での調整を行います。

図表 13 地域生活支援拠点等の整備

項目	数 値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等	西濃圏域 1 つ以上	平成 32 年度末までに各圏域に 1 つ以上を整備することを基本とする

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とします。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率の目標を設定します。就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとします。

就労移行支援等を利用後に一般就労した障がいのある人のその後の生活面の支援を行い、職場定着につなげるために、平成 30 年度から始まるサービスが就労定着支援です。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標を設定します。目標は、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とします。

図表 14 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度の年間一般就労移行者数	1 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 32 年度の年間一般就労移行者数	2 人 (2 倍)	平成 28 年度の一般就労移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする

図表 15 就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	6 人	
【目標値】 平成 32 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	8 人 (1.3 倍)	平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加
【目標値】 平成 32 年度末時点の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合		就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを旨とする
【目標】 就労定着支援事業開始から 1 年後の職場定着率	80%	1 年後の職場定着率 80%以上を基本とする

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障がいのある子どもや家族への支援、保育園・幼稚園などの障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。この整備について、平成 32 年度末までの設置を目指し、圏域での調整を行います。

図表 16 児童発達支援センターの整備

項 目	目 標	備 考
【目標値】 児童発達支援センター	西濃圏域での共同設置を目指す	平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする

② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

平成 32 年度末までに、児童発達支援センター等による保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた調整を図ります。

図表 17 保育所等訪問支援の利用体制の構築

項 目	目 標
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とします。市単独での確保が困難な場合には、圏域での設置を含めて検討します。

図表 18 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項 目	目 標
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	西濃圏域での共同設置を目指す
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	西濃圏域での共同設置を目指す

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度末までに、県、各圏域及び市において、保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。

図表 19 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	目 標
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	西濃圏域での共同設置を目指す

(6) 障害福祉サービスの見込量

訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

① 訪問系サービス

■サービスの概要

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅において、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介助並びに外出時の移動支援等を行います。
同行援護	視覚障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■数値目標

(単位:1月あたり)

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
居宅介護	人	見込量	16	18	20	13	15	17
		実績	17	12	12	-	-	-
	時間	見込量	200	240	280	163	188	213
		実績	193	152	150	-	-	-
重度訪問 介護	人	見込量	1	1	2	0	0	1
		実績	0	0	0	-	-	-
	時間	見込量	50	50	100	0	0	50
		実績	0	0	0	-	-	-
同行援護	人	見込量	5	5	5	2	2	2
		実績	2	1	1	-	-	-
	時間	見込量	90	90	90	12	12	12
		実績	20	6	6	-	-	-
行動援護	人	見込量	2	2	2	2	2	2
		実績	0	0	1	-	-	-
	時間	見込量	20	20	20	10	10	10
		実績	0	0	5	-	-	-
重度障害者 等包括支援	人	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
	時間	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-

※平成 29 年度の実績は、8 月末までの実績を基に推計。

<サービスの提供状況>

訪問系サービスの提供状況を見ると、計画見込量に対し、利用実績は少ない状況です。また、訪問系サービスの利用者・利用時間は年々減少しています。

重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- ヒアリング調査から、必要としている人への情報伝達が重要との意見があり、市としてサービスの内容や利用方法を周知するなど、サービスを必要としている人が適切に利用できるよう情報提供を行います。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制を確保します。

② 日中活動系サービス

平成 30 年 4 月施行となる障害者総合支援法の一部改正で、日中活動サービスの 1 つとして、就労定着支援が創設されます。

日中活動系サービスについては、障がいのある人の就労・自立を促す重要なサービスであり、ニーズも高い状況です。就労系サービスは増加していますが、その他ニーズに対応できていないサービスについては、事業者の参入の促進等により充実した提供体制の整備を進めます。

■サービスの概要

サービス名	内 容
療養介護	常時、医療と介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、主として昼間において施設で入浴、排せつ及び食事等の介護や創作的活動の機会を提供します。
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間障害者支援施設等で宿泊を伴う介護を行います。
短期入所（医療型）	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間医療機関で宿泊を伴う介護を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練等、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復のための訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。 雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労している人に、就労に伴う生活面上の多様な課題に対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

■数値目標

(単位:1月あたり)

サービス名			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
療養介護	人	見込量	8	8	9	7	8	8
		実績	8	7	7	-	-	-
生活介護	人	見込量	72	82	85	86	90	94
		実績	75	83	82	-	-	-
	日	見込量	1,440	1,650	1,700	1,600	1,700	1,800
		実績	1,417	1,589	1,558	-	-	-
短期入所 (福祉型)	人	見込量	10	13	15	15	16	17
		実績	17	14	13	-	-	-
	日	見込量	50	65	75	75	80	85
		実績	70	89	65	-	-	-
短期入所 (医療型)	人	見込量	2	3	3	1	2	2
		実績	0	1	1	-	-	-
	日	見込量	10	15	15	5	10	10
		実績	0	2	2	-	-	-
自立訓練 (機能訓練)	人	見込量	0	0	1	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
	日	見込量	0	0	20	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	人	見込量	2	2	2	2	2	2
		実績	1	1	2	-	-	-
	日	見込量	40	40	40	30	30	30
		実績	22	23	30	-	-	-

※平成29年度の実績は、8月末までの実績を基に推計。

サービス名			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
就労移行支援	人	見込量	5	5	5	8	8	8
		実績	10	6	7	-	-	-
	日	見込量	100	100	100	160	160	160
		実績	184	135	140	-	-	-
就労継続支援 (A型)	人	見込量	30	33	35	22	24	26
		実績	25	20	20	-	-	-
	日	見込量	600	660	700	440	480	520
		実績	500	421	400	-	-	-
就労継続支援 (B型)	人	見込量	45	50	55	80	90	100
		実績	57	72	70	-	-	-
	日	見込量	800	900	1,000	1,440	1,620	1,800
		実績	966	1,380	1,260	-	-	-
就労定着支援	人	見込量				0	1	1

※平成 29 年度の実績は、8 月末までの実績を基に推計。

<サービスの提供状況>

療養介護や生活介護、短期入所（福祉型）はほぼ計画見込量どおりの実績になっています。就労系サービスである就労移行支援や就労継続支援（B型）は見込量以上の実績がありました。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 一人ひとりの障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- ニーズに合った見込量確保のため、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者との連携を図ります。
- 地域移行への促進や障がい児サービスからの移行に伴う、具体的な障がい特性や新たな利用者のニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障がいのある人が安定した就労生活を継続できるよう、定着に向けた就労生活支援を行います。
- 団体ヒアリング調査より、安心して働ける環境づくりが必要との意見があり、就労支援者と連携を図りながら、障がいのある人が働きやすい環境の整備を進めていきます。

③ 居住系サービス

平成 30 年 4 月施行となる障害者総合支援法の一部改正で、居住系サービスの 1 つとして、自立生活援助が創設されます。

グループホームは、福祉施設からの地域移行促進のためにも重要な社会資源であり、必要な人にサービスを提供できるよう、ニーズの把握・充足に努めます。

■サービスの概要

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間に入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設やグループホームから居宅において自立した日常生活を営むことを支援するため、定期的な巡回訪問や相談援助を行います。

■数値目標

（単位：1月あたり）

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	人	見込量	29	29	29	32	32	32
		実績	32	31	32	-	-	-
共同生活援助 （グループホーム）	人	見込量	26	36	41	39	41	43
		実績	29	36	37	-	-	-
自立生活援助	人	見込量				0	0	1

※平成 29 年度の実績は、8 月末までの実績を基に推計。

<サービスの提供状況>

居住系サービスの提供状況では、共同生活援助、施設入所支援ともに見込量どおりの実績となっています。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。
- グループホームは障がいのある人が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であり、また、事業所・団体ヒアリング調査でもグループホームの増設が求められているため、今後、より一層整備の推進を図ります。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図ります。

④ 相談支援

障がいのある人のサービスの利用や地域移行に関わる相談支援を行い、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

■サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

■数値目標

(単位:1月あたり)

サービス名			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	人	見込量	25	28	30	70	39	40
		実績	64	39	37	-	-	-
地域移行支援	人	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-
地域定着支援	人	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-

※平成 29 年度の実績は、8 月末までの実績を基に推計。

<サービスの提供状況>

計画相談支援の実績は、計画見込量を上回っていますが、年々利用が減少しています。地域移行支援と地域定着支援の利用はありませんでした。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある人の意思決定を支援するために、相談事業所や関係機関との連携を強化することで、相談支援体制を充実します。
- 対応困難事例にも対応できるよう、専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 総合的な相談支援が行えるよう、基幹相談支援センターの設置を目指します。

⑤ 障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）



障害児福祉計画として、「児童福祉法」に基づく下記サービスを見込みに定めたとおり提供することを目指します。

また、居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年 4 月施行の児童福祉法一部改正により新たに創設されるサービスです。

今後、新たなサービスの提供に向けた体制を調整していきます。

■サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。
医療型児童発達支援	各障がいに応じた専門的な訓練や医療的ケアを行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な重度の障がいのある子どもに、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

■数値目標

(単位:1月あたり)

サービス名			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	人	見込量	50	50	50	55	60	60
		実績	44	54	55	-	-	-
	日	見込量	200	200	200	260	280	280
		実績	152	256	260	-	-	-

サービス名			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
放課後等 デイサービス	人	見込量	12	13	13	50	55	60
		実績	14	34	45	-	-	-
	日	見込量	150	160	160	500	550	600
		実績	145	339	450	-	-	-
保育所等 訪問支援	人	見込量	0	0	0	0	0	1
		実績	0	0	0	-	-	-
	日	見込量	0	0	0	0	0	4
		実績	0	0	0	-	-	-
医療型児童 発達支援	人	見込量	0	0	0	0	0	1
		実績	0	0	0	-	-	-
	日	見込量	0	0	0	0	0	4
		実績	0	0	0	-	-	-
居宅訪問型 児童発達支援	人	見込量				0	0	1
	日	見込量				0	0	4
障がい児相談支 援	人	見込量	8	8	8	30	35	40
		実績	2	14	25	-	-	-

※平成 29 年度の実績は、8 月末までの実績を基に推計。

また、国の基本指針では、障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について示されています。本市では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある子どもが、希望に沿った利用ができるよう、障がいのある子どもの受入れに関する見込量を以下のように設定します。

■障がいのある子どもの受入れに関する見込量

種 別		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
認定こども園	人	10	10	10
放課後児童健全育成事業	人	3	3	3

<サービスの提供状況>

放課後等デイサービスや障がい児相談支援は見込量を大きく上回る実績で推移しています。児童発達支援は、ほぼ見込量どおりの実績となっています。保育所等訪問支援や医療型発達支援の利用はありませんでした。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある子どもの療育的支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実に向けた取り組みを進めます。
- 18歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、サービス提供体制を整えます。
- 相談支援提供体制の量と質の確保を図ります。

(7) 地域生活支援事業の見込量

障がいのある人が、有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に地域生活支援事業を実施しています。

① 必須事業

■サービスの概要

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者及び精神障がい者等を対象に、判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障がいのある人等との意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。(日常会話程度の手話表現技術を取得)
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。

■数値目標

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
		実績			見込		
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	力所	5	5	5	5	5	5

(単位:年間あたり)

サービス名			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
成年後見制度 利用支援事業	人	見込量	1	1	1	0	0	1	
		実績	0	0	0	-	-	-	
意思 疎通 支援 事業	手話通訳者 派遣事業	件	見込量	90	90	90	30	35	40
		実績	51	40	25	-	-	-	
	要約筆記者 派遣事業※2	件	見込量	-	-	-	0	0	1
		実績	1	0	0	-	-	-	
手話奉仕員養成研 修事業	人	見込量	1	1	1	1	1	1	
		実績	0	1	1	-	-	-	
日常 生活 用具 給付 等事 業	介護・訓練 支援用具	件	見込量	3	3	3	5	5	5
		実績	5	5	1	-	-	-	
	自立生活 支援用具	件	見込量	10	10	10	4	4	4
		実績	4	4	0	-	-	-	
	在宅療養等 支援用具	件	見込量	5	5	5	5	7	10
		実績	6	10	3	-	-	-	
	情報・意思疎 通支援用具	件	見込量	2	2	2	4	5	5
		実績	3	1	4	-	-	-	
	排せつ管理 支援用具	件	見込量	1,200	1,200	1,250	1,100	1,100	1,100
		実績	1,038	1,036	1,050	-	-	-	
	居宅生活動 作補助用具 (住宅改修費)	件	見込量	2	2	2	1	1	1
		実績	2	0	0	-	-	-	

サービス名			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業	人	見込量	4	4	4	7	8	9
		実績	4	7	6	-	-	-
	時間	見込量	210	210	210	280	320	360
		実績	187	283	100	-	-	-
地域活動支援 センター事業	力所	見込量	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	-	-	-
	人	見込量	25	25	25	30	35	40
		実績	36	29	25	-	-	-

※ 平成 29 年度の実績は、8 月末までの実績を基に推計。

※2 平成 27 年度から平成 29 年度の見込量は、手話通訳者派遣事業の数値に含む。

<サービスの提供状況>

日常生活用具給付等事業は、年によって利用件数が大きく変動しています。手話通訳者派遣事業は見込量を大幅に下回っており、また年々派遣数が減少しています。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- 意思疎通等のボランティアの育成を図り、ボランティアの活動の場を提供します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、地域自立支援協議会、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 地域社会への障害者差別解消に向け、さらなる啓発を推進します。
- 事業所・団体ヒアリング調査において交通手段が不足しているとの意見があり、今後移動支援事業のサービス提供を促進します。
- 地域住民に対し、障がいに対する理解だけでなく、サービス内容や事業所の取り組みについても情報提供し、理解促進・啓発を推進します。

② 任意事業

その他の地域生活支援事業として、障がい児タイムケア事業や日中一時支援事業、訪問入浴サービス等を実施しています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
障がい児タイムケア事業	障がいのある小中高生に対して、特別支援学校等の下校後や夏休み等の長期休暇中に活動する場を提供し、社会に適應する日常的な訓練を行うことにより、障がいのある子どもを持つ親の就労支援を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障がいのある人及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人が、自動車運転免許を取得した場合、あるいは自ら所有し運転する自動車のハンドル及びアクセル・ブレーキの一部を改造する必要がある場合、その費用の一部を助成します。
訪問入浴サービス事業	居宅において、入浴することができない障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

■数値目標

(単位:年間あたり)

サービス名			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障がい児 タイムケア事業	人	見込量	19	20	20	8	9	10
		実績	25	18	8	-	-	-
日中一時支援事業	人	見込量	23	24	25	18	19	20
		実績	19	20	17	-	-	-
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	見込量	3	3	3	2	2	2
		実績	1	0	3	-	-	-
訪問入浴サービス事業	人	見込量	4	4	5	2	3	4
		実績	5	3	2	-	-	-

※平成29年度の実績は、8月末までの実績を基に推計。

<サービスの提供状況>

放課後等デイサービスの利用増加に伴い、障がい児タイムケア事業の利用者は年々減少しています。

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、地域自立支援協議会や市内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

第4章 地域生活支援体制の整備

1 地域共生社会の体制の構築

(1) 地域コミュニティの育成

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、地域のあらゆる住民が支えあいながら住みよい地域を構築していく必要があります。

支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画できる地域コミュニティの体制を構築していきます。そして、障がいのある人だけでなく、介護や子育てを含め、あらゆる地域課題に対応できる体制づくりを進めます。

(2) 地域への啓発活動の推進

障がいのある人が地域で暮らすには、地域住民の理解と協力は必要不可欠です。

ヒアリング調査から、近隣住民の理解や協力が得られにくいという現状も見えてきています。地域住民が障がいに対する正しい認識を持つために、引き続き市民への広報・啓発活動を推進していきます。また、障がいのある人とない人がお互いに交流し、ふれあうことを通じて理解を深めることができるよう、区・自治会、民生委員・児童委員、相談員、当事者団体、サービス提供事業所、特別支援学校等との連携を図り、多様な交流活動を推進していきます。

(3) 地域の見守り体制の構築

障がいのある人が地域で暮らすためには、介助者や家族、公的な支援だけでなく、地域のみなさんによる支援が必要です。在宅で生活されている障がいのある人を対象にした実態調査からは、3年後も現在と同じように在宅で生活していきたいと希望している人が多いです。このため、今後も在宅での生活を継続していくことができるよう、普段の生活の場における日常的な見守りや、災害時等の救援体制を含めた地域福祉のセーフティーネットづくりを推進していきます。また、関係部署が連携し、障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らしていくことができるよう、障がいのある人を含めた地域の支援体制・見守り体制の構築を進めていきます。

2 サービスの基盤確保

(1) サービス提供事業者の確保

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの安定的な供給を確保するため、事業を行う意向のあるサービス提供事業所やNPO、企業等の把握に努めるとともに、障がいのある人の様々なニーズに応えることができるよう、多様なサービス提供主体の参入を促進していきます。一方、地域自立支援協議会を活用し、障がいの特性に対応できる援助技術の共有化に向けた、事業所間の情報交流を促進していきます。

3 利用者本位のサービス提供体制の整備

(1) 制度及びサービス内容の周知と普及

利用者が自らの意思でサービスを選択し利用していくためには、制度や福祉サービスの内容等について理解を深めていくことが必要になります。

そのため、市報やホームページ等の活用を図り、障がいのある人一人ひとりに応じた制度やサービス事業内容を紹介・説明する等、制度やサービス内容の周知に努めていきます。

(2) 情報提供体制の充実

障がいのある人が自身に応じたサービスや支援を受けるためには、それらの情報を円滑に入手できることが重要となります。障がいの特性に配慮した情報提供のため、点字・声の市報の発行を行うとともに、福祉サービスや制度等の啓発用パンフレット等については、SPコード化[※]を検討していきます。

また、障がいのある人が身近なつながりからでも情報を入手できるよう、サービス提供事業所や当事者団体、学校、医療機関とも連携しながら、福祉サービス等に関する情報を入手できるよう取り組んでいきます。

※SPコード：点字理解困難な視覚障がい者に対して、音声で情報提供するシステムで、紙に印刷される四角のコードを専門の読み上げ装置で読み取ると紙面の内容を音声で伝えることができます。

(3) ケアマネジメントの充実

障がいのある人の各々の希望に沿ったサービスを適切に利用するためには、障がいのある人一人ひとりのニーズの把握と、サービス利用につなげていくためのケアマネジメントの充実が必要です。そのため、計画相談支援、地域相談支援及び障害児相談支援の要請に応えた質の高いケアマネジメントを適切に実践することができる相談支援専門員の支援に努めていきます。

(4) 権利擁護の推進

平成 23 年 6 月に成立した「障害者虐待防止法」の趣旨を踏まえ、障がい者虐待の防止に関する啓発、虐待を発見した市民に対する市等への通報義務等必要な事項の周知を図っていきます。

また、相談支援事業所等やサービス提供事業所等の関係機関との連携により、障がいのある人や児童に対する虐待の防止をはじめ、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けたシステムの構築に努めていきます。

さらに、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」では、「不当な差別的取り扱い」と「合理的な配慮をしないこと」が差別になる、としています。差別や偏見等を解消するために、障がいへの理解や周知、啓発を行っていきます。

4 居宅生活を促進するための支援充実

(1) 生活の場の確保

障がいのある人が施設や病院から地域生活へ移行するためには、まず、生活の拠点となる住まいの確保が最も大切となります。その中で、グループホームは、障がいのある人が仲間とともに地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、今後、整備の必要性が求められています。

アンケートやヒアリング調査からは、障がいのある人の高齢化や介助者の高齢化に伴い、グループホームに対する要望が多くみられました。施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、地域への理解促進を図り、サービス提供事業者・障がい者団体等と連携・協働し、計画的な整備について検討していきます。

また、障がいのある人にとって住みよい居住環境となるよう、日常生活用具給付等事業等により、より良い環境の整備を支援していきます。

(2) 居宅サービスの充実

障がいのある人が地域で生活していくためには、居宅生活を支援するサービスが重要なものとなります。多様なサービス提供事業所の参入を働きかけていきます。

また、難病患者等が障害福祉サービスの対象であることを踏まえ、適切なサービスを選択し、決定できる支援体制の充実を図り、必要なサービス利用の促進に努める必要があります。

そのため、障がい種別に関係なく居宅サービスを利用できるよう、県や近隣市町等と連携し、ホームヘルパーの技能向上の支援を行っていきます。

(3) 地域ケア体制の構築

支援や医療的ケアが必要な重度・重複障がいのある人の生活の場や、介助者の病気等による緊急時の受け入れ施設を含めた施設の整備の充実を図るなど、本市としての支援体制のあり方について、地域自立支援協議会等で検討を行っていきます。

5 相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

ヒアリング調査から、生活・学校・就労との連携を図り、相談や支援を行う相談員の重要性が多く聞かれています。サービスに関する相談をはじめ、日常的な不安や悩みを解消するための相談支援を適切に実施し、相談支援事業の充実を図っていきます。また、地域自立支援協議会において、身近な場所での一次的な相談から専門相談まで重層的な相談支援体制等の整備に関して、関係機関と連携し、本市の実情に応じた相談支援のネットワークづくりに努めていきます。

6 就労支援の充実

(1) 就労支援体制の充実

障がいのある人一人ひとりの適性や能力に適した就労支援が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所、公共職業安定所、西濃障がい者就業・生活支援センター等の関係機関・団体との連携体制を強化し、支援体制の充実を図るとともに、一般就労への訓練の場として「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」等の各障害福祉サービスの提供体制の整備を図っていきます。

この体制づくりとして、地域自立支援協議会就労部会において、一層の就労支援を行っていきます。

(2) 就労の場の確保

商工会等へ障がい者雇用に関する啓発や働きかけを行い、障がいのある人の一般就労の場の拡大を図っていきます。

一方、一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労の場として、「就労継続支援 B 型」等の提供体制の整備を図っていきます。

(3) 工賃アップに向けた取り組みの促進

就労継続支援事業所等の福祉的就労の場で働く障がいのある人に、工賃アップを目指す取り組みを支援します。就労の機会の拡大に向けて、公的機関からの官公需の拡大を検討します。また、企業等の発注の機会増大のため、商工会等と連携するとともに、福祉的就労の場で働く障がいのある人の能力向上を図っていきます。

また、平成 25 年に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達」の推進に関する法律（障害者優先調達法）が施行されたことを受け、本市における独自の調達方針・目標を定め、障がい者就労施設等からの物品等を優先的・積極的に購入することにより、障がいのある人の経済的な自立を促進していきます。

(4) 就労の定着支援

一般就労に移行した障がいのある人に、安定した就労生活を継続していくことができるよう、家族や公共職業安定所、西濃障がい者就業・生活支援センター等の関係機関事業所、企業等との連携を強化していきます。就労においてだけでなく、就労に伴う生活面での多様な課題に対しても、相談や支援、調整を行い、就労の定着を進めていきます。

7 障がいのある子どもへの支援の充実

(1) 相談支援の充実

海津総合福祉会館「ひまわり」内の発達支援センター「くるみ」において、発達相談、発達支援及び発達障がいについての普及・啓発等を行っています。今後も、発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携しながら行っていきます。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、児童発達支援センター等関係機関と情報を共有しながら連携を図ります。

また、18歳に達した際に、障害福祉サービスに円滑かつ適切に移行できるよう、支援体制を整えます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進において、効果的・総合的な施策の推進を図るため、就労支援や地域生活への移行支援等の福祉分野だけでなく、教育、保健・医療、雇用等の多様な分野との連携を強化します。

また、障害福祉サービス量の確保にあたり、近隣市町も含めたサービス提供事業者等の関係機関と連携し、体制の整備や情報の共有を図り、計画を推進します。

さらには、障害福祉サービスの提供及び就労支援にあたっては、市内だけでなく県及び周辺自治体を含めた広域的な調整とネットワークが必要となるため、西濃圏域障がい者自立支援協議会等を活用し、連携を図りながら計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

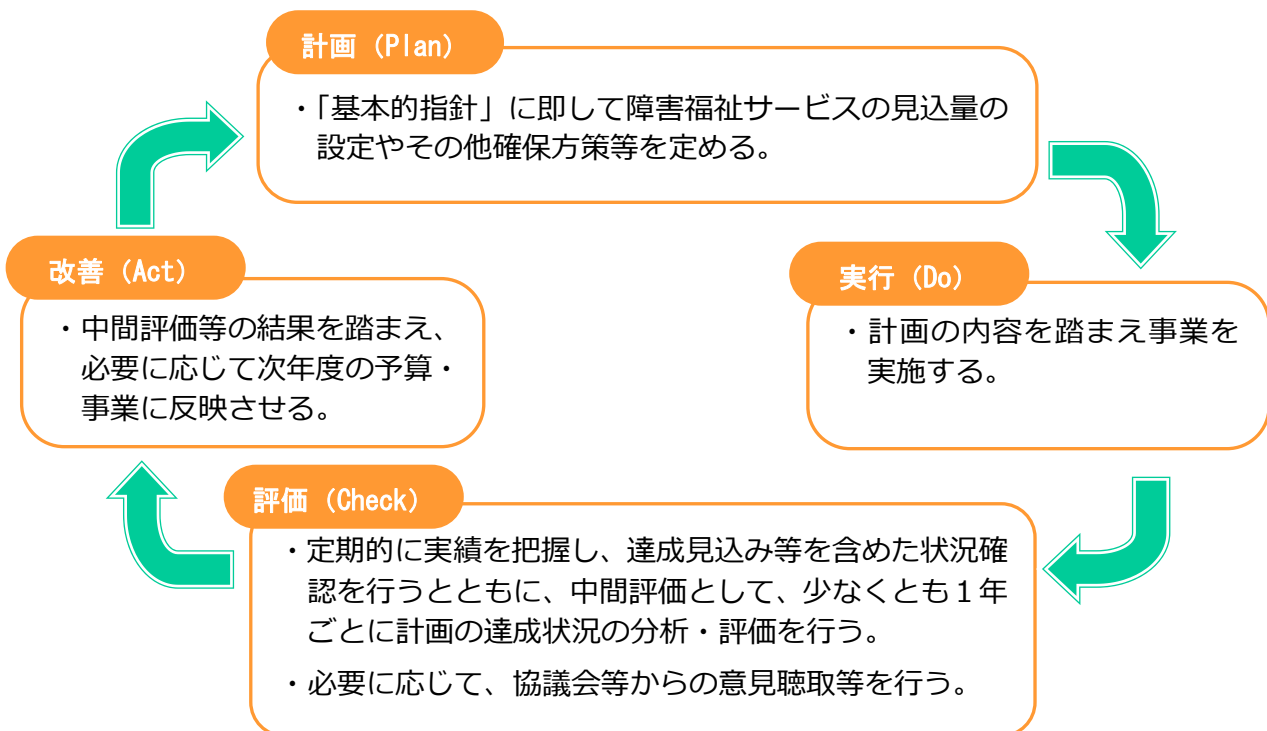
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める時は、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル*）とされています。

そのため、本市においては定期的に調査分析等を行い、地域自立支援協議会において障害福祉計画・障害児福祉計画の中間評価を実施していきます。

*PDCAサイクル:さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものである。

■PDCAサイクルの考え方

計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動等を見直しする



3 調査研究及び情報提供

障がい者施策を適切に講ずるため、障がいのある人の実態調査等を実施し、障がいのある人の状況や障がい者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、調査結果を計画の推進に反映させるように努めます。そして、計画の推進において広く市民の理解と協力を得るため、効果的な情報提供とともに、市民の意見の反映に努めます。

第5期 海津市障害福祉計画
第1期 海津市障害児福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行：海津市

編集：海津市 健康福祉部 社会福祉課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須5-1-5番地

TEL：0584-53-1139 FAX：0584-53-1569